

議案第 4 6 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日時及び場所で発生した、相手方に損害を与えた事故に関し、相手方と山都町との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

山都町長 坂本 靖也

- 1 事故発生日時 令和 7 年 1 月 6 日 1 1 時 5 0 分頃
- 2 事故発生場所 山都町男成山屋トンネル
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事故の概要 上記日時場所において、公用車を運転中、中央線を越え相手車両と接触し、車体に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 3 4, 3 2 0 円
- 6 和解事項 今後本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議申し立て、請求を行わない。

(提案理由)

上記和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。